

平成19年(ワ)第 [REDACTED] 号 不当利得返還 請求事件

原告 [REDACTED]

被告 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社

### 答 弁 書

平成19年5月9日

被告 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社

代表者 代表取締役 [REDACTED]



(送達場所)

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-7 KSビル3階

GEコンシューマー・ファイナンス株式会社

法務サービスセンター

TEL 03-3 [REDACTED]

FAX 03-3 [REDACTED]

札幌地方裁判所民事第3部2係 御中

上記当事者間の御庁頭書事件について、被告は下記のとおり答弁する。

#### 第1. 請求の趣旨に対する答弁

1. 原告の請求を棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付することは相当ではないが、仮にその宣言を付する場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

#### 第2. 請求の原因に対する認否

1. 1項以下については、被告が貸金業者である事実と原告が被告との間で取引を行った事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

#### 第3. 被告の主張

1. 原告による弁済は、貸金業の規制等に関する法律第43条のみなし弁済となるので、不当利得の問題は生じない。また、被告は、みなし弁済が成立するものと考えており、仮にみなし弁済の規定適用がない場合であっても、利息の收受についてみなし弁済が成立しないことを認識していないため、「悪意の受益者」に該当しない。
2. もっとも、被告は裁判の長期化を望むものではないので、和解による解決を希望する。

以上